

JICA 新環境社会配慮ガイドライン（案）に対して寄せられたパブリックコメント
および ガイドライン案への反映/修正について

| 通番 | パブリックコメントページ | 該当箇所 | | ご意見 | ガイドライン案への反映/修正(修正案がないものは原案どおり) |
|----|----------------|-----------------|-----------------------|--|---|
| 1 | P30の1 | 序 | | JICA Guideline should cover also Grant Aid Projects. | 新ガイドラインでは無償資金協力も適用対象となっています。 |
| 2 | P30の2 | 1.3. | 定義 | It is understood that, impact stated in all paragraphs refer to negative impact. So, the term explanation of impact should be added as "negative impact". | 影響については、ポジティブ、ネガティブの両方を評価することになっています。 |
| 3 | P15の3 P16の5 | 1.3.3 1.3.13 | 定義 | 「開発計画調査型技術協力」の定義の記載が必要と考えます。 「諮問」と「助言」の定義の追加が望ましいと考えます。 | 従来の開発調査スキームのうち、わが国の資金協力を必ずしも想定しない政策立案又は公共事業計画策定支援を行うスキームです。JICAのHPで各スキームの定義については紹介されます。 |
| 4 | P15の4 | 1.3.7 | 定義 | 具体的なSEAの要素例などで記載することが調査の質を確保するために必要であると考えます。また、SEAの共通的な手続き、評価方法等を明確にすべきと考えます。 | SEAの対象には様々なケースが考えられるため、3.1に規定する内容以上に一律の手続きを記載することは難しいと考えています。 |
| 5 | P30の3 | 1.4 | 環境社会配慮の基本方針 | There could be a paragraph stating that the Guidelines should be flexible depending on project proponents. This mean that the level of Guidelines implementation may or may not 100% be followed the Guidelines. | ガイドラインは相手国政府が配慮すべき必要条件であると考えています。 |
| 6 | P12の2 | 1.4. | 環境社会配慮の基本方針 | 「環境社会配慮の基本方針」における「重要事項」には事後評価が対象となっていない。すなわち、事後評価において環境配慮や対策の実効性がどうだったかについて評価するというガイドライン遵守にかかわる点と、これにより得られた教訓を政策・制度や新しいプロジェクトにフィードバックすることは極めて重要である。 | 事後評価は様々な側面から実施するものであるため、環境社会配慮ガイドラインで規定するには馴染まないものと考えています。一方で、モニタリングは拡充しています。 |
| 7 | P16の7 | 1.4.1 | 重要事項1 幅広い影響を配慮の対象とする | 幅広い影響への配慮を重要事項としているならば、最低限検討すべき環境社会影響項目を例としてあげるべきであると考えます。また、最低限の項目を統一記載すべきであると考えます。 | 最低限というものではありませんが、ガイドライン別紙5「チェックリストにおける分類・チェック項目」に例示として環境項目を挙げております。 |
| 8 | P17の8 | 1.4.4 | 重要事項4 ステークホルダーの参加を求める | 「意味のある参加」および「真摯な発言」の説明が必要であると考えます。 | FAQに記載いたします。 |
| 9 | P17の9 | 1.10. | 環境社会配慮助言委員会 | スキーム別の環境社会配慮審査会の協議開催のタイミングおよび回数について、本文またはFAQでの説明が必要であると考えます。 | 基本的には各スキーム共通です。一方で、開発計画調査型技術協力に関する助言委員会のタイミングは下記の通り明記しました。 「2.7 環境社会配慮助言委員会による助言 1.環境社会配慮助言委員会は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行う。」 |
| 10 | P6の1 | 1.10. | 環境社会配慮助言委員会 | JICA should institute a credible, independent panel to review its projects, EIAs, compliance of its environment management plans and post facto performances and make such reviews public. | 環境社会配慮助言委員会を設置すると共に、モニタリングにも取り組むことになっています。 |
| 11 | P17の10 | 2.1.4 | 情報の公開 | 公開対象となる調査タイプ別の環境社会配慮関連文書の例を記載すべきと考えます。特に、今回新規に公開対象となる報告書名や情報の種別について具体例を記載すべきと考えます。 | 公開対象については、「Ⅲ.環境社会配慮の手続き」において規定されている通りです。 |
| 12 | P8の1 | 2.1.7 | 情報の公開 | 文中「…情報公開を行う。その際、…」の読点が半角になっている。全角に統一するべきである。 | 全角に修正致します。 |
| 13 | P18の12 | 2.2.2 及び別紙3 | カテゴリ分類 | 別添3を具体化し、「例示」扱いではなく、カテゴリAの「判定基準」の掲載が望ましいと考えます。 | 個別案件の環境社会影響はその規模によらず、案件の置かれた環境により異なるため、一律の判定基準を設定することは適切ではないと考えています。 |

| 通番 | パブリックコメント | 該当箇所 | ご意見 | ガイドライン案への反映/修正(修正案がないものは原案どおり) | |
|----|--------------|-----------------------|---------------------------|--|---|
| 14 | P8の2 | 2.3.1 | 環境社会配慮の項目 | 括弧書きが2箇所あるが、「含む」のあとに句点をつけるか否かを統一するべきである。 | 句点を削除致します。 |
| 15 | P19の14 | 2.4.2 | 現地ステークホルダーとの協議 | ”枠組み”とは、回数、対象者、時期、場所等を指すと考えられるが、具体的な指針を記載すべきと考えます。 | 住民協議を通して適切な環境社会配慮が実施されたかが重要であると考えます。 |
| 16 | P19の15 | 2.4.4 | 現地ステークホルダーとの協議 | 住民協議を開催すべき調査時期を記載すべきと考えます。 | 「Ⅲ環境社会配慮の手続き」に現地ステークホルダーとの協議時期が記載されています。 |
| 17 | P20の16 | 2.5.1 | 社会環境と人権への配慮 | 表現の自由に制限がある国において情報公開やステークホルダーとの協議を行う際に特別な配慮が求められるという“特別な配慮”について、具体例の提示が望ましいと考えます。 | 個別の事案ごとに事情が異なるものと考えられますので、必要に応じ、都度検討しながら配慮を行っていきます。 |
| 18 | P3の1 P3の2 | 2.5.2 | 社会環境と人権への配慮 | ・参照すべき法令として、国連人権理事会へ各国が提出する報告書、ならびにこれらの報告書に関連して人権団体等が作成し、関係機関へ通知する情報(いわゆるNGOレポート)も含めたもの、と解すべきであろう。上記で言及した国際人権条約の審査機関(条約機関)が、政府定期報告審査制度に従い審査したのちに公表する総括所見(最終見解ともいう)のほか、個人通報制度のある条約の場合での通報案件を通知したのち公表する見解、ならびに国連人権理事会がUPRで審査したのち公表する審査・結果文書などもここでいう「関連機関の情報」に含まれるものと解すべきである。 | ご指摘頂いた文書「人権に関する国別報告書」、「関連機関の情報」も必要に応じて参照の対象となる文書であると認識しています。 |
| 19 | P30の4 | 2.6 | 参照する法令と基準 | "relevant law." should be "relevant Laws and Regulations". | Regulation は Lawに含まれる様に記載しています。 |
| 20 | P20の17 | 2.7.1 | 環境社会配慮助言委員会による助言 | 「カテゴリB 案件のうち必要な案件」の判断基準または想定されるケースなどの具体例を明示すべきと考えます。 | カテゴリBのうちでも慎重に環境社会配慮が行われるべき案件が対象となりますが、個別のプロジェクトの内容に依るところ、具体的な基準を設定することは適切ではないと考えています。 |
| 21 | P8の3 | 2.7 | 環境社会配慮助言委員会による助言 | 環境社会配慮助言委員会の構成及びプロセスについて、一定の方向性を示すべきである。 | 有識者委員会における議論もふまえて、JICAにおいて最善の方法を検討していきたいと考えています。 |
| 22 | P6の2 | 2.7 | 環境社会配慮助言委員会による助言 | JICA currently has very low credibility among affected people and independent non government organizations. It needs to do a lot more to improve this credibility. | 本ガイドラインではこれまでと比較して情報公開対象の拡大を行っており、これに沿って対応していく所存です。 |
| 23 | P10 | 2.8.1の1 | JICAの意思決定 | ガイドラインでは、「JICAは、・・・適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICAは有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しない。」としているが、この箇所を「・・・融資等を実施しないこともありうる。」に準じ変更することを提言します。 | 環境社会配慮の重要性を勘案し、「適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しない」と明示しました。 |
| 24 | P21の18 | 3.1.1.3及び 3.1.2.10 | 協力準備調査協力プログラム形成の3. | EIA、RAP 調査策定支援を実施した場合には、住民協議の結果、資産調査結果などに個人情報が含まれることになるが、公開対象・内容について本文、またはFAQ で明確にすべきと考えます。 | 個人情報保護の観点から、その対象につきFAQにて記載する予定です。 |
| 25 | P28 | 3.1.2 | (調査実施決定から、TOR作成まで) | 1、2、3項において、2項と3項の間に、新たに1項を加え、第3項とする。現第3項は新たな第4項となる。新たな第3項には次のような文言を入れる。「相手国等は協力準備調査の実施決定に先立ち、プロジェクトの情報を公開し、ステークホルダーとの協議を行う。」 | JICAが実施を決定するため、JICAによる情報公開で十分と考えます。 |
| 26 | P21の19 | 3.1.2.4 | プロジェクト形成(フィジビリティ調査の実施)の4. | フィジビリティ調査を通じた現地ステークホルダー協議の実施タイミングと回数について、整理した記述が必要と考えます。 | 3.1.2の6、8及び9に住民協議の開催時期が記載されています。 |
| 27 | P22の20上 | 3.1.2.7 | プロジェクト形成(フィジビリティ調査の実施)の7. | 環境緩和策を含む環境管理計画や環境モニタリング計画の策定について明記すべきと考えます。 | 別紙2の環境管理計画(EMP)に記載のとおり、EIA報告書には、モニタリング計画を含む環境管理計画を作成することを明記しております。 |
| 28 | P22の20 | 3.2.1 (1)の1. | 環境レビュー(1)カテゴリAプロジェクトの1. | 「先住民族のための対策を要するプロジェクト」の判断基準を本ガイドラインまたはFAQにて明記すべきと考えます。また先住民族の定義は世銀でも明確とは言えないが、少なくとも世銀にわたる先住民族の定義が必要と考えます。 | 先住民族の定義については、世銀O.P.4.10及び関連情報等を踏まえつつ、個別にJICAが判断いたします。この点FAQに記載します。 |

| 通番 | パブリックコメントページ | 該当箇所 | ご意見 | ガイドライン案への反映/修正(修正案がないものは原案どおり) |
|----|--------------|-------------|---|---|
| 29 | P22の21 | 3.2.1 (1)の2 | 環境レビュー(1)カテゴリAプロジェクトの2. ”環境アセスメント報告書は、合意文書締結の120日以前に公開する。”としていますが、より短縮した方向での再考が必要であると考えます。 | 他の開発援助機関の状況も勘案し、JICAとしては、十分な公開期間として120日間が妥当であると考えます。 |
| 30 | P8の4 | 3.2.1(5).1. | 環境レビュー(1)カテゴリFプロジェクトの1 | 括弧内「エンジニアリング」のみ半角が使われている。全角に統一するべきである。 全角に修正致します。 |
| 31 | P8の5 | 3.3.、3.4. | 外務省が自ら行う無償資金協力について JICAが行う | タイトルが太字になっていないため、他の箇所と合わせ太字にするべきである。 太文字に修正致します。 |
| 32 | P23の22 | 3.4.2 | 詳細計画策定調査段階(マスタープラン調査とフィージビリティ調査と) | ”詳細計画策定調査段階(マスタープラン調査とフィージビリティ調査共通)”において、「1. 3 定義」で「詳細計画策定調査」の記載が必要と考えます。 1.3定義 に、詳細計画策定調査にかかる定義を記載します。 |
| 33 | P8の6 | 3.4.3.3. | 本格調査段階(マスタープラン調査の3) | 「…情報公開した上で、ステークホルダー分析を…」箇所に半角の読点が使われている。全角に統一するべきである。 全角に修正致します。 |
| 34 | P23の23 | 3.4.3の3 | 本格調査段階(マスタープラン調査の3) | 「ステークホルダー分析」の具体的な方法例また、分析の何を踏まえて協議を実施するのか記載すべきと考えます。 ガイドラインにおいてその具体的な方法を示すのは難しいと考えます。多くのステークホルダーの意思がプロジェクト計画に反映されることを目的として分析、協議を行うこととなります。 |
| 35 | P23の24 | 3.4.3の6 | 本格調査段階(マスタープラン調査の6) | 住民協議を開催すべき調査時期について、明記すべきと考えます。 ガイドライン3.4.3本格調査段階(マスタープラン調査)の項目6に記載があります。 |
| 36 | P9の1 | 3.4.5.1. | フォローアップの1. | 「…プロジェクトの環境影響評価、住民移転計画、環境影響緩和策などに反映されていることを…」とあるが、並列して「先住民計画」の記載を含めるべきである。 先住民計画を含めます。 |
| 38 | P12の1 | 別紙1 | 基本的事項2 | これまでのJICA調査報告書を読むと定量的評価を行ったものはほとんどなく、経済分析を通じて意思決定に及ぼす影響がほとんどないことから、この理念や具体的方策は形骸化しているのではないかと感ずるを得ない。新ガイドライン案には現状をきちんと評価したうえで、その実効性を高める工夫が見られない。 ガイドラインに規定されている通り、引き続き定量的な評価に努めてまいります。 |
| 39 | P9の2 | 別紙1 | 検討する影響のスコープ1. | 別紙1 検討する影響のスコープの1. の文中においては括弧書きが2箇所あるが、「含む」のあとに句点をつけるか否かを統一するべきである。 句点を削除致します。 |
| 40 | P24の26 | 別紙1 | 非自発的住民移転の4. | 住民移転計画の作成及び公開時期について、明記すべきと考えます。 作成は別紙1「非自発的住民移転」で、公開は3.2.1「環境レビュー」の「(1)カテゴリAプロジェクト」の2.で規定しています。これを踏まえて作成された住民移転計画が、環境レビューに先立ちJICAに提出される必要があります。 |
| 41 | P25の27 | 別紙1 | 先住民の2. | アジア開発銀行が2009年6月に改定した、Safeguard Policy Statementの付属書3.が参考となるが、ただし第31段落において要件としての「同意」を、関係社会の「広範な支持」と置き換えて解し、一部の個人・集団が反対する事業でも「広範な支持」がありうる、というのは異論があるところなので適用すべきではない、と考える。 左記の点に関し、JICAはアジア開発銀行のSafeguard Policy Statementを適用するわけではありませんが、ご意見は参考にさせていただきます。 |
| 42 | P3の3 | 別紙1 | 先住民の3 | ”先住民のための対策には…、世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.10AnnexBに規定されている内容が含まれることが望ましい。”に関し、先住民計画についても作成・公開の時期を明記すべきと考えます。また、相手国の環境法令で記載がない場合や、相手国の環境法令に明記されている先住民計画の内容が、世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.10AnnexB に規定される内容と相違がある場合の扱いなどについても本文またはFAQにて明記すべきと考えます。 作成は別紙1「先住民」で、公開は3.2.1「環境レビュー」の「(1)カテゴリAプロジェクト」の2.で規定しています。これを踏まえて作成された先住民計画が、環境レビューに先立ちJICAに提出される必要があります。また、計画の内容については、適切な環境社会配慮が行われるよう、確認を行います。 |
| 43 | P25の28 | 別紙2 | 協議 | 現地ステークホルダーとの協議では、カテゴリAでも住民協議の開催数(あるいは開催段階数)が規定されていなかったことから、ガイドライン中の記載の統一が必要と考えます。 回数を規定するのではなく、本ガイドラインの目的に照らして適切な時期に住民協議を行う必要があると考えています。 |
| 37 | P9の3 | 別紙2 | カテゴリA案件のための環境アセスメント報告書(注)案件 | 「住民移転計画または社会開発計画の必要性を明らかにする。」という箇所に、「先住民計画」の記載を含めるべきである。 先住民計画を含めます。 |

| 通番 | パブリックコメントページ | 該当箇所 | ご意見 | ガイドライン案への反映/修正(修正案がないものは原案どおり) |
|----|----------------------------|----------------------------|---|---|
| 44 | P25の29 | 別紙2 環境管理計画 (EMP) | "環境管理計画(EMP) — 建設・操業期間中に負の影響を除去相殺、削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。"に関し、p.15、3.1 協力準備調査では、環境管理計画の記載がないため、当ガイドラインにおけるEMP の記載を統一する必要があると考えます。 | 本ガイドラインでは、別紙2の通り、環境管理計画(EMP)を環境アセスメント報告書の一部として定義しています。 |
| 45 | P26の30 | 別紙3 冒頭 | 個別のプロジェクトをカテゴリ分類する際には、プロジェクトの内容に応じて1、7に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。"に関し、別添3を具体化し、「例示」扱いではなく、カテゴリA の判定基準とすることが望ましいと考えます。 | 事業の内容属性等により、例えば同一セクターの場合であっても影響が異なる場合があると考えため、例示としました。 |
| 46 | P26の31 P27の32 P27の33 | 別紙3.1. 別紙3.2. 別紙3.3. | 1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示 2. 影響を及ぼしやすい特性の例示 3. 影響を受けやすい地域の例示 "1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示"に関し、影響を及ぼし易いセクターのうち「大規模なもの」の判定基準を明記すべきと考えます。 "2. 影響を及ぼしやすい特性の例示"に関し、影響を及ぼし易い特性について「大規模」の判定基準を明記すべきと考えます。 "3. 影響を受けやすい地域の例示"に関し、「国又は地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域」など、判定基準が曖昧な記述が多々あるため明記すべきと考えます。 | プロジェクトの内容あるいはプロジェクトが行われる地域や社会の状況により影響は異なるため、一様に規模や地域の判定基準を設けることは難しいと考えます。 |
| 47 | P14の1 | 全般 | 記述の見直しに加えて、環境社会配慮に係る各必要事項のタイミングを図示するなどの改善が必要であると考えます。 | 本ガイドラインの説明等に際しては、分かりやすい説明を心がけて対応します。 |
| 48 | P6の3 | 全般 | ・JICA should confirm that projects meet requirements of Recommendations of World Commission on Dams (WCD). | 世界ダム委員会の提言における考え方は、本ガイドラインの内容にも相通じるものがあると考えており、その一部は本ガイドラインにも取り入れております。 |
| 49 | P14の2 | 全般 | 世銀やADB のようにハンドブックやリソースブックの作成が望まれます。 | 世銀のハンドブック等も参照していきますが、JICA独自のハンドブック等の作成は今後検討していきます。 |
| 50 | P18の11 | 全般 | カテゴリ分類の基準について、カテゴリA とカテゴリB のどちらにすべきか判断に迷うケースに対応すべく判断基準を明記、またはカテゴリB と判断した場合になぜカテゴリA でないのかの理由を明記するような記述を追記すべきと考えます。 | 個別案件の環境社会影響は案件の置かれた環境により異なるため、一律の判定基準を設定することは難しいと考えています。 |
| 51 | P12の3 | 全般 | DACでは既に、紛争が直接・間接に深刻な環境影響をもたらすだけでなく、環境や天然資源が暴力を伴う紛争の要因になり得るという認識から、戦略的環境アセスメントの対象に入れている。人間の安全保障を担保する同様な制度がないという現状を踏まえると、これらの点を環境社会配慮ガイドラインでカバーすることが一層求められる。 | 2.3環境社会配慮の項目の1.で述べられているとおり、地域利害対立、被害・便益分配について今後とも配慮に留意していきたいと考えています。 |
| 52 | P12の4 | 全般 | ④最後に、パブリック・コメントを通じ表明した意見がどのように扱われるのかホームページから分からないので、ご回答いただきたい。 | 頂戴した意見に対して、JICAの考え方をホームページに掲載致します。 |
| 53 | P1 | 全般 | 原子力発電所の建設、運転およびメンテナンスに関連するプロジェクトを支援しないことをJICAの環境社会配慮ガイドラインに明記すべきである。これには周辺施設も含まれる。また、原子力発電に関連するトレーニングを支援しているが、原子力発電に関連するトレーニングを「3S」(安全、保障措置、セキュリティ)の分野に限定すべきである。特に、原子力推進活動を支援すべきではない。この方針をJICAの環境社会配慮ガイドラインに明記すべきである。 | 本ガイドラインは支援対象セクターを規定するものではないことから、本ガイドラインへの明記は馴染まないと考えます。 |
| 54 | P9の4 | 異議申立要綱 | 1. 趣旨 和暦が用いられているが、他箇所との整合性を図るため、西暦に統一するべきである。 | 西暦に統一致します。 |
| 55 | P9の5 | 異議申立要綱 | 13. 報告書および意見書に基づく対応 数字のあとに点を付加するべきである。 | 点を追加致します。 |
| 56 | P9の6 | 異議申立要綱 | 異議申立審査役年次活動報告書の骨子例 3. (2)が半角になっているが、全角に統一するべきである。 | 全角に統一致します。 |